

基準11 管理運営

(1) 観点ごとの自己評価

観点11-1-1： 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

【観点に係る状況】

本学は、学長と理事5名により役員会を形成し、執行部を組織している（別添資料11-1-1-①「役員会規則等」参照）。執行部では、原則として毎週1回役員会又は役員懇談会を開き、管理運営全般について意見交換を行い学長を補佐している。さらに、学長特別補佐2名を置き、学長の職務のうち特定事項を補佐している。また、監事2名が、業務全般と会計・経理の監査をする。学内措置として内部監査室（室長1名、係長1名）を設置し内部監査体制の強化を図り、適正な管理運営に努めている。

本学は、6学部からなる総合大学であり、毎月1回開催される教育研究評議会のほか、経営協議会を年数回開催し、執行部から提案される教育・研究や経営に関する事項を審議し、学長のリーダーシップの下、大学全体の管理運営を行っている（別添資料11-1-1-②「教育研究評議会規則等」参照）。また、毎月学部長会議を開催し、学内の調整と学部等の連携協力を図っているほか、大学の主要会議においては、課長クラス以上の事務職員が出席することによって、主要事項の共通認識と事務処理の迅速化を図っている。

また、各学部には、教授会が設置されており、学部長のリーダーシップの下に各学部の管理運営を行っている。

事務組織は、事務局に総務部・財務部・学務部・施設部の4部を置き、各学部（医学部にあっては附属病院を含む。）及び附属図書館には、それぞれの運営のための事務部を配置している。平成17年7月からは、これまで組織体制の在り方を検討してきた結果を基に大幅な機構改革を実施する（別添資料11-1-1-③「事務職員配置表等」参照）。また、管理運営事務について協議する事務協議会を設置している（別添資料11-1-1-④「事務協議会規則」参照）。

【分析結果とその根拠理由】

本学では、学長のリーダーシップの下に役員会が学長を補佐し、全学的な管理運営に責任を持つ体制とし、事務局長制を廃止して各理事が副学長を兼務し、直接各事務部門を担当してマネジメントに責任を持つ体制が整備されている。事務組織は、関連業務を担当する副学長と連携を図り、管理運営・教育・研究支援に参画している。

以上のことから、管理運営のための組織及び事務組織は、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っている。

観点11-1-2： 大学の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

【観点に係る状況】

本学では、大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下に役員会が学長を補佐し、迅速かつ効果的な意思決定が行える組織形態をとっている。本学における重点施策等は学長マニフェストとして全構成員に公表・周知している（別添資料11-1-2-①「これからの中2年間の山形大学の行動指針（マニフェスト）」参照）。また、理事が副学長を兼務し、担当区分毎に分類される全学委員会の委員長を務めることによって、各種委員会からの意見を適切に反映させるとともに、執行部からの提案に理解と協力が得られる組織形態をとっている。毎月1回開催する教育研究評議会等において、大学の目的の達成に向けた討論や意見交換を行った上で、効果的な意思決定を行っている（別添資料11-1-1-②「教育研究評議会規則等」参照）。

【分析結果とその根拠理由】

本学の管理運営については、教育・研究に関する審議を行う教育研究評議会と経営に関する審議を行う経営協議会の議を経て、役員会が審議を行った上で、学長が意思決定を行っている。また、学長を補佐する理事（副学長）が全学委員会の委員長を務めており、学部等との連携・協力を図る学部長会議を設置している。

以上のことから、大学の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっている。

観点11-1-3：学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点に係る状況】

本学では、5年毎に「学生生活実態調査」（別添資料11-1-3-①「学生生活実態調査」参照）を行い、学生の生活状況、学業、課外活動、健康及び卒業後の進路等についての調査・分析結果を報告書として取りまとめて改善に資している。また平成16年度には、高校生・卒業生・企業等に対して教育効果・広報アンケート調査（別添資料11-1-3-②「山形大学に関するパーセプション把握調査・結果報告書」参照）を実施し、ニーズを組織的に把握している。

これらの調査を通して得た課題について、役員会を中心に課題解決に向けた取組を行い改善を図っている。各学部においても、独自に学生による授業評価等を行い、授業の理解度や満足度を取りまとめ、その結果を担当教員に周知し授業改善に役立てている。

教員からのニーズは、全学委員会・各学部教授会・教育研究評議会等を通じて管理運営に適切に反映させている。事務職員については、事務協議会を通じてニーズを把握している。また、ウェブサイトを使って、学長の学内ブログを開設するとともに、重要な事項についてはパブリック・コメントを求め学内の意見を聴取している。

また、役員会及び経営協議会には外部の有識者が委員として加わっており、管理運営に係る意見等を得ている。さらに、県内高校進路指導担当教諭との入試懇談会等、学外者との懇談会も効果的に活用している。各学部においては、独自に学外の有識者との懇談会等を通じてニーズを把握し学部運営に反映させている（別添資料11-1-3-③「学外有識者との懇談会次第等」参照）。

【分析結果とその根拠理由】

本学では、「YUサポートイングシステム（修学支援システム）」を導入しており、その中で学生

のニーズを把握し、きめ細やかな学習指導・助言を行っている。さらに、学生生活実態調査や学生による授業評価を教育の改善に反映させている。

教職員からのニーズは、各種会議を活用した意見交換などにより把握し、管理運営に反映させている。

また、学外関係者については、アンケート調査や県内高校進路指導担当教諭との入試懇談会など種々の交流の機会にニーズを把握し、要望に応えるための積極的な取組を行い管理運営に適切に反映させている。

観点11-1-4：監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点に係る状況】

本学では、常勤1名、非常勤1名の監事が、業務全般と会計・経理の監査を行うとともに、役員会・経営協議会・教育研究評議会等の重要な会議に出席し、意見を述べることができる体制をとっている。また、大学の管理運営に関する諸業務及び会計処理に関して、必要に応じて適切な助言と指導を得ている。監事監査に当たっては、内部監査規則に基づく監査室が補助業務を行っている（別添資料11-1-4-①「監事監査報告書等」参照）。

【分析結果とその根拠理由】

毎週開催する役員会又は役員懇談会へ監事の出席を求めており、重要会議において業務運営全般及び会計・経理に関する助言と指導を得て、業務執行や会計処理に万全を期している。

年度計画に係る実績報告及び決算報告について、業務・会計の両面にわたり、監事による適切な監査が実施され、監事として適切な役割を果たしている。

観点11-1-5：管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

本学では、東北地区ブロック等で開催される事務職員・管理職員を対象とする研修会に積極的に参加している。また、役員は「国立大学協会」「国立大学財務・経営センター」などが主催するマネジメント研修をはじめとする各種研修会等に参加している。平成16・17年度には中堅事務職員研修として、大学経営に関する大学院（通信制）に入学した2名の職員に学費を援助した。

学内においても、YU大学経営10回連続セミナー等を企画し、管理運営に関わる教職員の質的向上を図っている（別添資料11-1-5-①「各種研修参加人数一覧」参照）。

さらに、ジョブローテーション検討グループを設置し「ジョブローテーション制度」「キャリアアップ制度」「適切な評価制度」についてシステムを構築し、平成18年度から実施段階に入った（別添資料11-1-5-②「ジョブローテーション検討グループの検討結果」参照）。

加えて、職員の資質向上のため県、他大学との人事交流を積極的に進めている。

【分析結果とその根拠理由】

管理運営に係る職員の研修等については、地域ブロックごとに開催される研修会及び他機関が企画する研修に参加し資質の向上を図っている。また、学内においても職員の資質向上を目的とした研修を企画・実施している。さらに組織的な人材養成システムを構築している。学外関係機関との人事交流も積極的に行っており、管理運営に関わる職員の資質向上のための組織的な取組が十分行われていると判断する。

観点11-2-1： 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関する委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

【観点に係る状況】

本学の管理運営に関する中期目標の基本方針として「役員会、経営協議会及び教育研究評議会の効果的な運営を基礎に、学長を中心とした戦略的かつ機動的な大学運営を推進する」ことを掲げ「運営体制の改善に関する目標」としている。その方針を踏まえ、組織等に係る学内規則を整備している。これらの学内規則に、各構成員の責務と権限を明確に示しているほか、学長・理事・学部長・施設長・評議員の選考又は採用に関する規定を明確に示している（別添資料11-2-1-①「中期目標、学長選考規則等」参照）。

【分析結果とその根拠理由】

管理運営に関する方針は、中期目標として明確に定め、それを踏まえる形で学内規則を整備している。また、管理運営に関する役員等の選考・責務・権限等も規則として制定し明確に示している。

観点11-2-2： 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

【観点に係る状況】

本学の理念及び使命、教育理念、中期目標・計画等は、大学のウェブサイトに掲載され自由にアクセスできるようなシステムを構築している。また、組織に係る基本情報や教育・研究・社会連携活動状況等のデータを一元管理した大学情報データベースを始めとする各種データベースを構築し、管理運営に必要なデータや情報を蓄積している。これらのデータのうち、研究者情報・入学試験等の大学活動の理解を得るために必要な情報は、大学のウェブサイトに掲載し学内外に公表し、大学の構成員も含め、広く誰もが必要に応じてアクセスできるシステムを構築している（別添資料11-2-2-①「山形大学情報データベースシステム等」参照）。

【分析結果とその根拠理由】

大学の目的、計画、活動状況に関する情報が一元化した管理体制で蓄積されており、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるシステムが構築され、機能している。

観点11－3－1： 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価（現状・問題点の把握、改善点の指摘等）を適切に実施できる体制が整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

自己点検・評価の実施体制として、基本構想委員会及び評価分析室を設置している。基本構想委員会では、組織に係る基本情報や教育・研究・社会連携活動状況等のデータに基づく自己点検・評価、中期目標に係る評価等に対応する評価の企画・立案、第三者評価、組織評価及び教員の個人評価並びに評価結果の分析と改善案の策定について審議している。評価分析室においては、専任教員1名を配置し、各部局における自己点検・評価を踏まえ、大学全体の目的や中期目標に係る計画の進捗状況を調査・分析し、必要に応じてヒアリングを実施し、基本構想委員会に改善策を提案している（別添資料11-3-1-①「基本構想委員会規則等」参照）。

各学部においては、独自の自己点検・評価、外部評価等を実施しており、特に、医学部附属病院ではリスクマネジメントに関するISO9001：2000の認証を取得している。また、工学部の4コースではJABE認定を受けている。理学部・農学部も認定に向けて準備中であり、第三者評価を積極的に取り入れている（別添資料11-3-1-②「ISO9001：2000の認証等」参照）。

【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価の実施体制として、基本構想委員会及び評価分析室を設置し、大学全体の自己点検・評価、第三者評価、中期目標に係る評価等に対応するための評価の企画・立案・ヒアリング及び評価結果の分析を行い、改善策を提案している。また、各学部の組織評価を実施するとともに、研究費等の予算配分についても評価に基づいた適正な配分を行うこととしている。

以上のことから、自己点検・評価を適切に実施できる体制が整備され、機能している。

観点11－3－2： 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

【観点に係る状況】

本学の中期計画には、その達成度を公表することを明記している。現在、自己点検・評価については、平成13年度に実施した大学基準協会の正会員加盟判定時の自己点検・評価報告と大学評価・学位授与機構が実施した平成12年度以降に実施された全学テーマ別評価の評価報告書を大学のウェブサイトで公表している。独立行政法人通則法第32条第1項の規定に基づき、各事業年度に係る業務の実績の評価結果についても、大学のウェブサイトで公表している（別添資料11-3-2-①「山形大学における点検・評価」参照）。なお、平成16事業年度に係る業務の実績評価結果については、記者会見を行い公表した。

【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価の結果については、中期計画において公表することを明記している。平成13年度に実施した大学基準協会の正会員加盟判定時の自己点検・評価、大学評価・学位授与機構の試行的評価に係る自己点検・評価結果及び各事業年度に係る業務実績の評価結果を大学のウェブサイトで公表し大学内及び社会に対して広く公開している。

観点11-3-3 : 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）によって検証する体制が整備され、実施されているか。

【観点に係る状況】

平成13年度に自己点検・評価を実施し、大学基準協会の加盟判定審査による第三者評価を受け、その結果を「山形大学自己点検・評価報告書」として公表した。また平成16年度には、教育委員会と広報委員会が連携して、卒業生・企業等への「教育効果・広報に関するアンケート調査」を実施し、その結果を分析し大学の管理運営の改善に反映させている。

一方、評価分析室を中心に、中期目標・中期計画の進捗状況等を点検・評価するとともに、提出前に外部の有識者を加えた役員会及び経営協議会で審議している。さらに、役員会が、各部局における経営状況、運営状況及び教育研究活動状況についての組織評価を実施し、研究費配分やインセンティブ付与に活用するシステムを整備している。

学部においては、独自に外部評価体制を整備し第三者評価を実施している（別添資料11-3-3-①「各学部外部評価報告書等」参照）。

【分析結果とその根拠理由】

平成13年度に、大学基準協会による加盟判定審査による第三者評価を実施した。また、中期目標・中期計画に係る毎年度の進捗状況を報告する事業実績報告書などは、提出前に外部の有識者を加えた役員会及び経営協議会で審議している。各学部においては、独自の外部評価を実施しており、外部者によって検証する体制を整備し、実施している。

観点11-3-4 : 評価結果が、フィードバックされ、大学の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

本学における重点施策等は学長マニフェストとして全構成員に公表・周知しており、その中で、評価結果をフィードバックし改善を図っていくことを行動指針として謳っている（別添資料11-1-2-①「これからの中間の山形大学の行動指針（マニフェスト）」参照）。

平成13年度に受けた大学基準協会の加盟判定審査による評価結果に係る改善報告については、基本構想委員会が中心となって取り組み、平成17年6月に改善報告書を提出した。また、評価分析室を中心に「平成16年度の業務実績に関する評価に係る国立大学評価委員会の評価結果」を始め「学生生活実態調査」「卒業生等への教育効果・広報アンケート調査結果」及び「平成16年度監事監査報告」から本学の課題を抽出し、学長のリーダーシップの下で役員会を中心に課題解決に向けた取組を行い改善を図っている。

改善策の執行に当たっては、全学各種委員会の委員長を務める副学長を中心に、各種委員会等が実行している（別添資料11-3-4-①「各種調査等に見る改革に向けた検討課題」参照）。

【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価結果を大学の目的を達成するための改善にフィードバックするシステムは、基本構

想委員会及び評価分析室がヒアリングを実施し課題を抽出し、学長を中心とする執行部が、委員会等を通じて改善に取り組む形で確立され、満足すべき成果を上げている。

以上のことから、評価結果をフィードバックし、大学の目的の達成のための改善に結び付けるシステムが整備され、機能していると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・管理運営のための組織の規模は適切であり、学長のリーダーシップの下、迅速な意思決定ができる機能を有している。
- ・学内外のニーズを組織的に把握し管理運営に反映している。特に学生に対する修学支援はシステム化されており、GPA制度・アドバイザーリスト制度・学習サポート制度を三つの柱として、修学面・生活面に関わらず様々な相談にのり、指導・助言を行うとともに、学生の要望を学生生活の改善に役立てている。
- ・学内外の各種研修会の実施を通して、職員の質的向上を図る取組を組織的・継続的に行っている。
- ・一元管理された各種データベースによって管理運営に必要なデータや情報を蓄積し、広く社会に公表している。
- ・自己点検・評価の実施体制を整備し、評価結果を大学内外に公表するとともに、評価で明らかになった課題の改善に向けた取組を着実に実施している。

【改善を要する点】

該当なし

(3) 基準11の自己評価の概要

本学には、大学の目的の達成に向けた管理運営のための組織として、役員会、経営協議会、教育研究評議会等を設置し、学長がリーダーシップを発揮して機動的な大学運営を行うために必要な支援体制と補佐体制を整備している。事務組織は、事務局に4部を、6学部（医学部にあっては附属病院を含む。）及び附属図書館に各々事務部を置き、大学の管理運営に参画するとともに、教育研究活動を支援しており、必要な職員が配置されている。

大学の意思決定に当たっては、教育・研究に関する審議を行う教育研究評議会と経営に関する審議を行う経営協議会の議を経て、役員会が審議を行った上で、学長が意思決定を行い執行する体制をとっている。また、学長を補佐する理事が全学委員会の委員長を務めることにより、迅速かつ機動的な業務遂行に当たっている。なお、全学の意思決定を円滑に行うため学部等との連携・協力を図る学部長会議を毎月1回開催している。

学生・教職員・その他学外関係者のニーズの把握については、次のような取組を行っており、そこで得られた課題を適切な形で管理運営に反映している。

- ① 「5年毎に行う学生生活実態調査」「毎学期実施する学生による授業評価」「YUサポートイングシステム（修学支援）」を介する学生のニーズの把握

② 高校生・卒業生・企業等に対する「教育効果・広報アンケート調査」「学外有識者との懇談会」による社会のニーズの把握

③ 学内各種会議等を介した教職員のニーズの把握

本学の諸活動に対しては、監事2名が業務全般と会計・経理の監査を行うとともに、役員会・経営協議会・教育研究評議会等の重要な会議に出席し、必要に応じて適切な助言と指導を行っている。

監事監査に当たっては、内部監査規則に基づく監査室が補助業務を行っている。

管理運営に当たっては、学内外の各種研修会等を活用し、組織的に教職員の資質向上を図っている。また、管理運営に関する基本方針を中期目標に明確に定め、それを踏まえる形で管理運営に関する学内規則を整備し、管理運営に関わる役員等の選考・責務・権限等も規則として明確に示している。

一方、大学の目的・計画・活動状況に関する情報は、一元化した管理体制で蓄積し、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるシステムとしている。これらの情報に基づき、大学の諸活動の総合的な状況について、自己点検・評価を行う実施体制を構築して点検・評価を行っている。各部局への予算配分についても、評価に基づいた適正な配分を取り入れている。

これらの自己点検・評価の結果については、ウェブサイト等で大学内及び社会に対して広く公開するとともに、外部の有識者を加えた経営協議会で審議し検証する体制を整備している。

評価結果や検証で得られた大学の目的を達成するための課題については、学長を中心とする執行部が、各種委員会等を通じて改善に取り組む体制が確立され、満足すべき成果を上げている。